

第11期（令和8年度～令和12年度）

美幌町分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4	対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・	P 2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項・・・・・・・・	P 3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器 包装廃棄物の収集に係る分別の区分	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器 包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包 装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量の見込みの算定方法	P 5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・	P 5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・	P 6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・	P 6

1 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。

本計画は、このような課題に対応していくため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本町は、平成17年4月に「その他プラスチック製の容器包装」の回収を実施するとともに、同年9月より一般ごみの有料化を実施した結果、埋立対象ごみの大幅な減量化に成功した。

しかしながら、「一般ごみ」の中には、未だに多くの資源物が出されていることから、令和4年4月に策定した「美幌町ごみ処理基本計画」において、3Rに『不要なものは買わない・断る（リフューズ：Refuse）』という積極的な考え方を含めた4R運動とし、資源の有効活用と適正排出をより一層推進していくことで、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- 本町の地域特性を活かした循環型社会づくりを進める。
- 自然環境保全を前提とした適正な廃棄物処理施設整備を進める。
- 町民参加型のごみ減量と4R推進運動を積極的に進める。
- 町民、事業者、行政等が一体となった環境負荷低減の取り組みを進める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とし、3年ごとに見直しが必要なことから、次期見直しは令和10年度に行う予定である。

4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール製容器、紙製包装容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1, 277 t	1, 249 t	1, 222 t	1, 196 t	1, 171 t
製品プラスチック	0 t	65 t	63 t	62 t	60 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては町民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、各種方策を円滑に実施するために、美幌消費者協会及び美幌町自治会連合会環境衛生部会による3R活動を推進する。

(1) 環境教育、啓蒙活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

施設見学などの機会を通じ、町民、事業者に対し、ごみの排出量及び処理経費などを示し、排出抑制、リサイクル推進の意識を高める。

② 児童・生徒に対する環境教育活動

副読本などを活用し、ごみの適切な出し方などの啓蒙活動を進めるほか、児童生徒を対象とした出前講座の充実を図る。

③ 出前講座などの普及啓発事業

町民や事業者に対して、ごみの減量や4Rの普及啓発に努め、出前講座を実施する。

④ その他の啓発活動

・ごみ分別辞典の配布（全戸配布）

・広報紙やホームページに容器包装リサイクル法の主旨・排出の抑制などの情報を掲載

(2) 排出抑制と再資源化の実施

レジ袋の有料化（町内事業者、消費者協会との三者協定締結済）、買い物袋持参を呼びかけるとともに、小売店からの包装廃棄物の排出抑制を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本町における埋立処分場の延命化、リサイクルセンターでの資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、町民の協力度、町所有の再資源化・保管施設、委託先の収集体制・機材等を勘案し、収集に係る分別区分を下記右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装		缶類
主としてガラス製の	無色のガラス製容器包装	びん類
	茶色のガラス製容器包装	
	その他のガラス製容器包装	
主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのものの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙製容器
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器であって飲料用紙製容器、段ボール以外のもの(菓子箱、ボール箱など)		その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
		白色トレイ以外のプラスチックの容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	39 t		38 t		37 t		36 t		36 t	
主としてアルミ製の容器	30 t		29 t		29 t		28 t		27 t	
無色のガラス製容器	(合 計) 44 t		(合 計) 43 t		(合 計) 42 t		(合 計) 41 t		(合 計) 40 t	
	(引)渡 44 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 43 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 42 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 41 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 40 t	(独)自(処)理 0 t
茶色のガラス製容器	(合 計) 48 t		(合 計) 47 t		(合 計) 46 t		(合 計) 45 t		(合 計) 44 t	
	(引)渡 48 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 47 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 46 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 45 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 44 t	(独)自(処)理 0 t
その他のガラス製容器	(合 計) 21 t		(合 計) 20 t		(合 計) 20 t		(合 計) 20 t		(合 計) 19 t	
	(引)渡 21 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 20 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 20 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 20 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 19 t	(独)自(処)理 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9 t		9 t		9 t		8 t		8 t	
主として段ボール製の容器	306 t		299 t		293 t		286 t		280 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合 計) 87 t		(合 計) 85 t		(合 計) 83 t		(合 計) 81 t		(合 計) 79 t	
	(引)渡 70 t	(独)自(処)理 17 t	(引)渡 68 t	(独)自(処)理 17 t	(引)渡 67 t	(独)自(処)理 16 t	(引)渡 65 t	(独)自(処)理 16 t	(引)渡 64 t	(独)自(処)理 15 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合 計) 210 t		(合 計) 206 t		(合 計) 201 t		(合 計) 197 t		(合 計) 193 t	
	(引)渡 200 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 196 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 192 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 188 t	(独)自(処)理 9 t	(引)渡 184 t	(独)自(処)理 9 t
	(合 計) 10 t		(合 計) 10 t		(合 計) 10 t		(合 計) 9 t		(合 計) 9 t	
	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 10 t	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 9 t	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 9 t
製品プラスチック （プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合 計) 0 t		(合 計) 65 t		(合 計) 63 t		(合 計) 62 t		(合 計) 60 t	
	(引)渡 0 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 65 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 63 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 62 t	(独)自(処)理 0 t	(引)渡 60 t	(独)自(処)理 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7年度～令和11年度）の人口推計を基に次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
16,953人 (対前年度比) 99.57%	16,589人 (対前年度比) 97.85%	16,233人 (対前年度比) 97.85%	15,888人 (対前年度比) 97.87%	15,548人 (対前年度比) 97.86%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、引き続き現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
缶	スチール	缶類	委託業者による 指定日回収	委託業者	
	アルミ				
びん	無色ガラス	びん類		町	
	茶色ガラス				
	その他のガラス				
紙	紙パック	紙パック		委託業者	
	段ボール	段ボール			
	その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
プラスチック	PET ボトル	PET ボトル		町	
	発泡容器	発泡容器			
	その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装			
	製品プラスチック	製品プラスチック			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類（有価物）、紙パック、段ボールについては、委託業者が収集した段階で全量引き取る。

それ以外のびん類（無価物）やペットボトル、その他プラスチック製容器包装、白色トレイ及び製品プラスチックなどはリサイクルセンターにおいて処理・保管をする。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶 類	透明又は半 透明の袋	4t平ボディ及 びパッカー車	委託業者ヤード内資源 保管施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ缶				リサイクルセンター及びリサイクル資 源保管施設 (選別・圧縮・保管)
無色ガラス	びん類			
茶色ガラス				
その他のガラス				
紙パック	紙パック	ひもで縛る		委託業者ヤード内資源 保管施設 (選別・保管)
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装			
PET ボトル	PET ボトル	透明又は半 透明の袋		リサイクルセンター及びリサイクル資 源保管施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製 容器包装	その他のプラスチック製容器包装			
	白色トレイ			
製品プラスチック	製品プラスチック			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

町民の責務

- ・レジ袋の持参などにより容器包装廃棄物の抑制に努め、排出する際には町が定める方法に従って分別排出を行うなど、町の施策に積極的に協力する。
- ・日常生活において、再生品を積極的に購入・利用することで資源の循環を進め、再生品生産・流通コストの低減を図る。

事業者の責務

- ・過剰な容器包装を抑制し、繰り返し使用することが可能な容器包装の利用に努める。
- ・再生品を積極的に納入・販売することで資源の循環を進め、再生品生産・流通コストの低減を図る。

行政の責務

- ・分別収集計画に基づき、容器包装廃棄物の分別排出の方法、基準等を住民に周知・指導を行い、計画的な分別収集と資源化に努め、環境保全と埋立処分場の延命化を図る。
- ・町民や事業者に対し、循環型社会に対する意識の高揚を図るとともに、埋立対象ごみの減量化を進め、埋立処分場の延命化に努める。